

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 24 年度第 4 四半期）
デリバティブ関係（為替系）

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	23 年度(あ)第 70 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商材を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から一定以上円高にならないとの断定的判断の提供を受けて、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、一定以上円高にならないとの断定的判断の提供を行っていない。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年6月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年3月 28 日付けで和解契約書を締結した。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮した上で、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮した上で判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	23年度(あ)第71号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商材を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年6月21日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証及びヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年3月25日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第72号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商材を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売してい

	<p>おり、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年6月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証及びヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年3月 29 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第239号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで輸入するとともに、国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額及び当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により把握した輸入仕入額及び他の金融機関とのデリバティブ取引額を考慮した上でヘッジ比率の検証を行った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月4日、同月24日及び同年11月21日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・その後、A社からあっせん委員会に対して、本件契約についてB銀行との間で任意解約することとした旨の申立取下書が提出されたことから、平成25年3月1日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第314号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで輸入するとともに、国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクについて、十分理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、当社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社から開示された情報により、A社と他の金融機関とのデリバティブ取引も含めてヘッジ比率を検証した。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後にA社からあっせん委員会に対して、本件契約についてB銀行との間で任意解約することとした旨の申立取下書が提出されたことから、平成25年3月1日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第315号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで輸入するとともに、国内業者を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額及び当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社と他の金融機関とのデリバティブ取引を考慮すると、結果としてヘッジ比率が高率となっていた点は認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・その後、A社からあっせん委員会に対して、本件契約についてB銀行との間で任意解約することとした旨の申立取下書が提出されたことから、平成25年3月1日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第346号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建て又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内においては円建てで、海外においては外貨建てで販売している。 ・当社は、販売によって得た外貨を、輸入の支払に充てることが可能であったことから、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大

	<p>であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から執拗な勧誘を受け、円高時のリスク等について十分な説明を受けないまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額について、専ら A 社からの聴取に依拠し、客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 12 月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年2月 12 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 577 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の会社から原材料を外貨建てで仕入れ、加工した上で、国内の会社に円建てで販売するとともに、海外の会社に外貨建てで輸出している。 ・当社は、外貨実需があるものの、輸出に係る売上代金として得た外貨をそのまま輸入の支払に充てていたため、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズがなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の取引内容及びリスクについて十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が直接外貨建てで輸入をしているという商流を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の輸出に伴う外貨入金額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 31 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年2月 25 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第578号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の会社から原材料を外貨建てで仕入れ、加工し、国内の会社に円建てで販売するとともに、海外の会社を外貨建てで輸出している。 ・当社は、外貨実需があるものの、輸出に係る売上代金として得た外貨をそのまま輸入の支払に充てていたため、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズがなかった。 ・当社は、B銀行担当者に勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が直接外貨建てで輸入をしているという商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の輸出に伴う外貨入金額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと

	<p>判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 31 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年2月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第579号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の会社から原料を外貨建てで輸入し、加工したものを国内において円建てで販売するとともに、海外に外貨建てで輸出している。 ・当社は、外貨の実需があるものの、輸出に係る売上代金として得た外貨を輸入仕入に充てることが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握を専ら聴取に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないことから、外貨実需額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月6

	<p>日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年3月8日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第664号
申立ての概要	財務耐久力を超えて締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、これを国内で販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できないことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズは存在していた。 ・本件契約による為替差損が当社の事業を圧迫している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年3月 26 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第804号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の無効確認
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引が無効であることの確認を求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の輸入仕入額について客観的資料による裏付けを取っていないことから、ヘッジ対象額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月22日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後にA社からあっせん委員会に対して、本件紛争について他に選ばれる解決方法及び手段を選択した旨の申立取下書が提出されたことから、平成25年2月28日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第834号
申立ての概要	財務耐久力を超えて締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本件契約は当社の財務耐久力を超えるものであり、本件契約による為替差損が当社の経営を大きく圧迫している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年2月 18 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第946号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の無効確認
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引の無効確認を求める。 ・当社は、国産の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・仕入価格は、商材の需給関係による影響を受けるが、為替相場変動の影響を受けるものではなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の仕入価格が為替相場変動の影響を受けることを把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場との相関性について、客観的資料による検証を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な

	<p>説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <p>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。</p> <p>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <p>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</p> <p>・平成 25 年3月 27 日付けで和解契約書を締結した。</p>

事案番号	23年度(あ)第989号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<p>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</p> <p>・当社は、海外から商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</p> <p>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等の金額を理解しないまま本件契約を締結するに至った。</p>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<p>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。</p> <p>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。</p> <p>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年3月 27 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第997号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社が仕入れている商品の仕入価格は、為替相場変動の影響ではなく商品の需給関係による影響を大きく受けるものであったことから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社の財務状況を勘案すれば、当社に本件契約を締結するだけの財務耐久性はなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容等について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後にA社からあっせん委員会に対して、本件契約について他に選べる解決方法を選択する旨の申立取下書が提出されたことから、平成 25 年1月4日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第1017号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内又は海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れるとともに、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していた。 ・当社の仕入価格は、仕入数量によって決定され、為替相場の影響は受けていないこと、また、海外からの外貨建てでの輸入においても、一時的な取引であり、継続性はなかったことから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場についての相関性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月14 日及び同年7月 25 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年3月 25 日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第1018号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内又は海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れるとともに、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売し

	<p>ていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の仕入価格は、仕入数量によって決定され、為替相場の影響は受けていないこと、また、海外からの外貨建てでの輸入においても、一時的な取引であり、継続性はなかったことから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額について客観的資料による検証を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年3月 26 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1037号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に海外産の商材を国内の業者を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の扱う商材の仕入価格は、主として市場価格により決定されるものであり、為替相場変動の影響を受けていなかったこと、また、当社は仕入価格の変動を販売価格に転嫁できていたこと等から、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その商品内容、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商材を取り扱っており、為替リスクヘッジニーズが存在していること、今後円建てでの仕入から外貨建てに移行する見込みであることを確認し、外貨実需が見込まれることから、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対してA社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年1月 10 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第12号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商材を直接外貨建て又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、外貨実需があるものの、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・本件契約は、当社の財務耐久力を超えるものであり、本件契約による為替差損が当社の経営を大きく圧迫している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年2月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第13号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商材を直接外貨建て又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、一部の商材の仕入価格に係る為替相場変動の影響を仕入先と調整することによりヘッジすることが可能であったこと、また、仕入先と価格が調整できない商材についても、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取及び客観的資料により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年1月 31 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第33号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の無効確認
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引が無効であることの確認を求める。 ・当社は、国内で製造された製品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、加工した上で国内において円建てで販売している。 ・当社が仕入れる製品の仕入価格は、主に原材料の市場価格により決定されるものであり、為替相場変動の影響は僅かであったことから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等をよく認識しておらず、その内容について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。 ・本件契約は、B銀行の説明義務違反等により、無効である。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社が仕入れている一部の製品については、為替相場変動の影響を受けることを聴取し、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額について客観的資料による裏付けをとっていないことからすれば、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、申立人の財務耐久性を検証するに当たり、A社及び関連会社の財務状況を総合的に勘案した上で、A社の財務耐久性に問題はないものと判断した。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時に為替差損が生じること等のリスクについて事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 18 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年1月9日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第114号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主として海外で製造された商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものであり、その影響を販売価格に転嫁できないことから、為替リスクヘッジニーズが存在していたことは認める。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクや解約手続等を十分に理解しないまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性についても十分に検証を行った。 ・当行は、A社の事業内容等を考慮し、本件契約の契約期間についても十分に検証を行った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容、円高時のリスク及び解約手続等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月25日及び同年9月19日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと、本件契約の契約期間がやや長期に過ぎることを指摘した。 ・この指摘に対してB銀行から譲歩の姿勢が十分に示されなかったことから、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示するとともに、B銀行がこれを受諾し

	<p>ない場合は特別調停案を提示する用意がある旨を説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方があっせん案を受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年1月 21 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第160号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の会社に対して外貨建てで必要経費を支払い、国内の会社からの売上金は円建てで支払いを受けていたことから、当社には外貨実需があり、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額について、当行における外貨送金実績により把握しており、外貨実需額の把握に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の事業の継続性や今後の外貨実需の増加見込み等を考慮すればヘッジ比率は妥当であったと判断している。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 30 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約の締結に伴うヘッジ比率が高率であったこと及びA社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年1月 10 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第161号
申立ての概要	財務耐久力を超えて締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の会社に対して外貨建てで必要経費を支払い、国内の会社からの売上金は円建てで支払いを受けていたことから、当社には外貨実需があり、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・本件契約は当社の財務耐久力を超えるものであり、為替差損が当社の経営を大きく圧迫している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月31日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年1月10日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第171号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外の会社に対して外貨建てで必要経費を支払い、国内の会社から

	<p>の売上金は円建てで支払いを受けていたことから、当社には外貨実需があり、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・本件契約は当社の財務耐久力を超えるものであり、為替差損が当社の経営を大きく圧迫している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の事業の継続性等を考慮すればヘッジ比率は妥当であったと判断している。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 30 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約の締結に伴うヘッジ比率が高率であったこと及びA社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年1月 10 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第172号
申立ての概要	財務耐久力を超えて締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の会社に対して外貨建てで必要経費を支払い、国内の会社からの売上金は円建てで支払いを受けていたことから、当社には外貨実需があり、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・本件契約は当社の財務耐久力を超えるものであり、為替差損が当社の経営を大きく圧迫している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 31 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年1月 10 日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第258号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の会社の日本法人から商品を外貨建てで仕入れ、国内外に円建て又は外貨建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けるものであり、かつ為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けておらず、円高時のリスク等を理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握について、A社からの聴取に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないことからすれば、外貨実需額の把握が

	<p>必ずしも十分ではなかったことは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の業況等を勘案すると本件契約の契約期間が長期に過ぎるものであったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年1月29日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第264号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、主に海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することは困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額に加え、当時、A社の外貨取引が増加する見込みであったことを確認したことから、本件契約を締結するに至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月

	<p>2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年3月4日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第265号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額及び他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けておらず、円高時のリスク等を十分に理解せずに勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社と他の金融機関とのデリバティブ取引についての確認が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が本件契約の解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年2月 25 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第266号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内において販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することは困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額及び当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月2日及び同年11月14日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年3月21日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第279号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、商品を一部海外から直接又は国内の会社を通じて仕入れ、販売している。仕入には円建て、外貨建ていずれの決済も存在する。 ・当社は、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、円高時のリスク等を理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格について、一部の仕入に係る資料を徴求して為替相場との相関性の検証を行い、A社の為替リスクヘッジニーズを確認している。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年8月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年1月 17 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第299号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できなかったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等についての説明はを受けておらず、リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至っ

	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約の契約期間がA社の業況を勘案すると長期に過ぎたことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年1月 23 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第303号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することは困難であったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額を勘案すれば本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等についての説明を十分に受けないまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額が今後増加する予定であることを把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握については見込み額を含め、専らA社からの聴取に依拠し、客観的資料による裏付けを取っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん	【申立受理→和解契約書の締結】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ対象額の把握が不十分であったこと、及びA社の業況を勘案すると本件契約の契約期間が長期に過ぎたことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年2月7日付けで和解契約書を締結した。
-------	---

事案番号	24年度(あ)第304号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社のヘッジ対象額を勘案すれば本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社の業況等を勘案すれば本件契約の契約期間は長期に過ぎる。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が近い将来海外から外貨建てで商品を仕入れる予定であることを把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったこと並びにA社の業況等を勘案すると本件契約の契約期間が長期に過ぎたことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 25 年 2 月 12 日付けで和解契約書を締結した。
--	---------------------------------

事案番号	24 年度(あ)第 306 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、一部商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けるものであり、これを販売価格に転嫁することは困難であったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年 10 月 1 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年 2 月 12 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24 年度(あ)第 309 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することは困難であったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勧案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勧案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率が高率であったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証及びヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年2月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第315号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から商品を円建てで仕入れ、国内の会社に対して円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、為替相場変動による影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等について十分に理解しないまま本件契約の締結に至った。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額について客観的資料による裏付けをとっておらず、また、A社の仕入価格と為替相場との相関性の検証を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年1月8日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第317号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内及び海外の原材料を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、これを商品化して、国内において円建てで販売している。 ・当社が仕入れる原材料の仕入価格は、主に原材料の市況により決定されるものであることから、為替相場変動の影響を受けるものではなく、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容等について説明を受けたものの、円高時のリスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん	【申立受理→和解契約書の締結】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年9月7日及び同年10月19日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと及びA社の業況を勘案すれば本件契約の契約期間が長期に過ぎたことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年1月31日付けで和解契約書を締結した。
-------	--

事案番号	24年度(あ)第319号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売していたが、仕入価格については長期間固定されており、為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、結果として為替リスクヘッジニーズの検証及びA社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年9月24日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年2月 19 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第332号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の業者から原料を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格は、為替相場変動の影響を受けるものではないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について一応の説明を受けたものの、円高時のリスク等について十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと及びA社の業況等を勘案すれば本件契約の契約期間が長期に過ぎたことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年1月9日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第334号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外又は国内で製造された商品の一部外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売していたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年1月17日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第335号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外又は国内で製造された商品の一部外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売していたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の外貨実需額の把握を専らA社からの聴取に依拠し、客観的資料による裏付けを取っていないため、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月12日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年1月15日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第340号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部の業務を海外の会社に委託し、委託業務に係る費用については外貨建てで決済している。外貨実需はあるものの、海外の会社に対する役務の提供による外貨の受け入れを、そのまま海外の会社に対する支払に充てることが可能であったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び外貨実需等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握を聴取のみに依拠し、A社の外貨の受取を踏まえたヘッジ対象額の確認が十分とはいえなかったことを認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年9月

	<p>24日及び平成25年1月15日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その後、A社からあっせん委員会に対して、本件契約を継続することとしたことを理由に申立取下書が提出されたことから、平成25年3月21日付けであっせん手続を終了した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第344号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を海外から円建てで輸入し、国内において円建てで販売していたが、仕入価格についてはすべて円建てで決定されており、為替相場変動の影響を受けるものではなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月5日及び同年11月22日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年3月15日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第346号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担す

の申出内容	<p>ることを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内又は海外において円建て又は外貨建てで販売しており、販売によって得た外貨を輸入仕入の支払に充てることが可能であったことから、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握を専ら聴取等に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないため、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年2月19日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第348号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商材を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、長期にわたって固定されており、為替相場変動の影響を受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けてい

	ない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場との相関性の検証を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月23日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年1月10日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第351号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外又は国内で製造された商品の一部外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格は為替相場変動の影響を受けるため、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、結果としてA社のヘッジ比率が過大になっていたことを認める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月12日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年1月15日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第355号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているが、仕入価格は為替相場変動の影響をほとんど受けていないことから、デリバティブ契約を締結するほどのヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の円高時のリスクや解約清算金等について十分な説明を受けないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年1月 17 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第356号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているが、仕入先が為替相場変動のリスクを負担していたことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等の説明を受けておらず、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びA社の仕入価格が為替相場変動の影響を受けていること等を確認した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性の検証を行っていなかったことを認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年1月8日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第359号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外又は国内で製造された商品の一部外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社には、外貨実需があり、仕入価格に係る為替相場変動の影響の全てを販売価格に転嫁することができなかったことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等の具体的な金額をよく認識しておらず、リスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案した場合には、結果としてヘッジ比率が過大であることは認める。 ・当行は、A社に対して、円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年1月15日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第375号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、国内の材料を用いて他社の製品に加工を施した上で販売しており、決済は全て円建てで行っている。 ・当社の仕入価格は、主に材料の需給関係により決定されるため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けておらず、執拗な勧誘を断りきれずに本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性の検証を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握や為替相場と仕入価格に係る相関性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年1月10日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第376号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の商流及びヘッジ対象額の把握を専らA社からの聴取に依拠し、客観的資料による裏付けを取っておらず、仕入価格と為替相場の相関性の確認

	<p>を行っていないことからすれば、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年1月8日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第381号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで仕入れ、主に国内において円建てで販売しており、仕入価格に対する為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、本件契約の締結に伴い検証したヘッジ比率は適正であると判断している。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月29日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年1月 31 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第386号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内から商品を円建てで仕入れるとともに、海外製の商品を直接外貨建てで又は国内の商社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社が、直接外貨建てで輸入している商品の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けるものであることから為替リスクヘッジニーズが存在したが、国内の商社から仕入れる商品の仕入価格については、為替相場変動の影響を受けることはほとんどなかった。 ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び円高時のリスク等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び海外製商品の仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の商社を通じた仕入についての為替リスクヘッジニーズの確認が聴取によるものであって、客観的資料による裏付けを取っているものではないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月22日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証及び

	<p>ヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年2月7日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第391号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部海外から商品を直接外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約の締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び円高時のリスク等について、十分な説明を受けておらず、いわれるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額について、客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年1月 31 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第397号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建て又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額及び当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の輸入仕入額について客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年3月28日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第398号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで直接輸入するとともに、国内で製造された商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨建てで仕入れている部分については、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約の締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握を専ら聴取に依拠しており、客観的資料による十分な裏付けを取っていないため、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社の自己資本等を踏まえて財務耐久性を検証しており、問題はなかったと判断している。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月22日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年1月22日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第401号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から商材を円建てで仕入れ、国内において加工し、円建てで販売している。 ・当社は、商材を国内の会社を通じて円建てで仕入れていたこと、商材の仕入単価は固定されていたことから、為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、円高時のリスクや解約清算金等の内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の円高時の為替差損を含む具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性の検証を行っていなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月31日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年1月8日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第404号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できていたため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の円高時のリスク等について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年1月17日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第411号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、海外にある当社の子会社に、役務の提供に係る業務を委託し、委託業務に伴い発生する費用については、一部当社が円建てで融資を行うことで負担していることから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していない。 ・また、当社は、海外の子会社における外貨取引についての為替リスクを肩代わりしている商流でもない。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が子会社に対する業務委託費を一部外貨建てで融資しているという商流を把握し、A社及び子会社を一体として一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に外貨建て取引が存在するものと判断していたが、客観的な資料の確認までは行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月

	<p>24日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流等を踏まえた外貨実需額の把握等A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年2月1日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第412号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から原材料を円建てで仕入れ、これを加工した上で、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、市況の影響は受けるものの、為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の円高時のリスク等について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月29日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 25 年1月 25 日付けで和解契約書を締結した。
--	-------------------------------

事案番号	24 年度(あ)第 413 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、一部海外で製造された商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入商品に係る為替相場変動のリスクは、仕入先が負担していたことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性等の検証を行っておらず、為替リスクヘッジニーズが必ずしも十分ではなかったことを認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年 11 月 1 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年1月8日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24 年度(あ)第 414 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建

	<p>てで販売している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社が仕入れる商材の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものの、それを販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在しなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、客観的資料による仕入価格と為替相場との相関性の検証を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年3月21日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第422号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、仕入商品のうち、海外産の商品を国内の会社から円建て又は海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、一部は海外に輸出している。 ・当社が仕入れる海外産の商品の仕入価格は主に需給関係により決定され、為替相場変動の影響は受けず、また、輸出事業によって得た外貨を外貨建ての仕入に対する支払に充てることができたため、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びA社が輸入と輸出部門は別勘定で管理していることを把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、仕入価格の為替相場変動の影響等について客観的な資料による検証は行っていないことを認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年2月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第423号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、仕入商品のうち、海外産の商品を国内の会社から円建て又は海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、一部は海外に輸出している。 ・当社が仕入れる海外産の商品の仕入価格は主に需給関係により決定され、為替相場変動の影響は受けず、また、輸出事業によって得た外貨を外貨建ての仕入に対する支払に充てることができたため、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年2月25日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第424号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商材を関連会社から円建てで仕入れ、国内の会社に円建てで販売しており、関連会社が為替リスクのヘッジを行っていたため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び円高時のリスク等について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び関連会社からの仕入額を把握した上で、A社において為替リスクをヘッジしたいとの要望を受け、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年1月 17 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第426号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月30日及び平成25年2月18日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成25年2月27日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第436号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を全て販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けてお

	らず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月12日及び平成25年1月9日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張の隔たりが大きく、あっせんの成立の見込みがないことから、平成25年1月23日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第440号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部海外の製品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建て販売していたが、仕入価格については、為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び円高時のリスク等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入価格の決定方法を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年2月1日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第442号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社が仕入れる商材は、国内のものが大部分を占めていたことから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額について、見込額を含めて把握していたことからすれば、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年3月 13 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第446号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金及び円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当社は、A社の外貨実需額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年1月25日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第447号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの解約清算金及び円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年1月25日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第448号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から円建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、為替相場変動の影響にかかわらず長期間固定されていたことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額等の把握を専らA社からの聴取に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないことからすれば、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月19日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年1月21日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第452号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社に対して役務を提供しており、役務の提供に係る諸経費については、為替相場変動の影響をほとんど受けなかったため、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関性の確認を行っていなかったことなどからすれば、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年1月 11 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第453号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクや解約清算金等の具体的金額をよく認識せずに、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年1月 15 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第455号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金及び円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年3月25日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第461号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内から商材を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・また、当社の仕入先であるグループ会社においても、仕入れる商材は、為替相

	<p>場の影響を受けず、グループ全体としても、為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社及びA社のグループ会社の商流を前提として、A社のグループ全体として為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性について検証を行ったが、客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年3月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第463号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま執拗な勧誘を断り切れず、本件契約を締結するに至った。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約によってA社のヘッジ比率が過大になっていたことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者が、A社に対して本件契約を執拗に勧誘した事実はない。 ・当行は、A社の業況等に鑑み、本件契約について適切な契約期間を提案している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月20日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年2月8日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第465号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から原材料を円建てで仕入れ、これを加工した上で、国内において円建てで販売しており、仕入価格は為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在しなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社が海外産の原材料を取り扱う商流であること及び仕入価格は為替相場の影響を受けることを把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の商流及びヘッジ対象額の把握を専ら聴取等に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないため、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月19日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年2月18日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第466号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から原料や商材を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているが、仕入価格は為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商材を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・ただし、仕入価格と為替相場の相関性について客観的な資料による確認をしているわけではない。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年3月 27 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第469号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部海外の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、これを加工した上で、国内において販売している。 ・当社の海外製商材の仕入額はわずかであり、その仕入価格は原材料の市場価格の影響を受けるものであり、為替相場変動の影響はほとんど受けないため、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性を客観的な資料により確認していないことを認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年2月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第471号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外製の商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金について十分理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月21日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後にA社からあっせん委員会に対して、本件紛争について他に選ぶ解決方法及び手段を選択した旨の申立取下書が提出されたことから、平成25年2月26日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24年度(あ)第473号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品の製作に係る諸経費を海外の会社に対して一部外貨建てで支払っており、製作に係る費用については国内の会社から円建てで受け取っていたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを聴取し、本件契約の勧誘に至っ

	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年2月6日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第474号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズは存在していた。 ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握について、専らA社からの聴取に依拠し、客観的資料による裏付けを取っていないことから、外貨実需額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月

	<p>8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年2月25日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第475号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は一部商品を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の把握を専らA社からの聴取に依拠しており、客観的な資料による裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 25 年3月8日付けで和解契約書を締結した。
--	----------------------------

事案番号	24年度(あ)第476号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を仕入れて販売しており、外貨建て、円建ていずれの決済も行っている。 ・当社は、外貨実需があるものの、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受け、円高時のリスク等の本件契約の内容について理解していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約によって利益を得られると勧められ、本件契約を締結した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社のヘッジ対象額の把握も聴取によるものであって、客観的資料による裏付けを取っているものではないことからすれば、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行が、A社に対して、本件契約によって利益を得られると勧めた事実はない。 ・当行は、本件契約に係るA社の損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月19日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年1月24日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第477号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外産の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、当該商材を用いて商品を生産し、国内において円建てで販売しているが、当社が仕入れている商材の仕入価格は為替相場変動の影響ではなく、主に需給関係によって価格が変動するものであることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明は受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握し、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から仕入価格に係る資料を徴求し、為替相場との相関性を検証した。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容や円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年1月9日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第484号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外産の商材を国内商社を通じて円建てで仕入れ、円建てで販売しているが、仕入価格については主に商材の需給関係により決定され、為替相場変動の影響を受けないため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなか

	<p>った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社は国内商社を通じて海外産の商材を仕入れるという商流であることを把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズについて、客観的な資料による裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月6日及び平成25年1月25日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年3月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第486号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することは困難であったことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結

	<p>結に伴うヘッジ比率が過大になっていたことは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったこと及び本件契約の契約期間がA社の業況等を勘案すると長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年2月22日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第487号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたものの、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、円高時のリスク等を十分に理解しないまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の把握を専らA社からの聴取に依拠し、客観的資料による裏付けを取っていないため、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん	【申立受理→和解契約書の締結】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年2月18日付けで和解契約書を締結した。
-------	---

事案番号	24年度(あ)第492号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部海外の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているが、当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の把握を専ら聴取に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月28日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及びヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年3月11日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第493号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を海外及び国内から外貨建て又は円建てで仕入れている。 ・当社の、外貨建てでの仕入はわずかであること、また、円建てでの仕入価格は為替相場変動の影響をほとんど受けていないことから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の把握を専ら聴取に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月28日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年3月11日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第494号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、一部海外の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているが、その仕入価格は長期にわたって変動せず、為替相場変動の影響を受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性の検証を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月28日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年2月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第495号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至っ

	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月16日、平成25年1月11日及び同年2月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・その後、A社からあっせん委員会に対して、本件契約を継続することとしたことを理由に申立取下書が提出されたことから、平成25年3月7日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24年度(あ)第499号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、主に商材の需給関係により決定されるため、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま執拗な勧誘を断り切れず、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握を専らA社からの聴取に依拠し、客観的資料による裏付けを取っていないため、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者が、A社に対して本件契約を執拗に勧誘した事実はない。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月19日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証及びヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年2月 21 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第503号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社から仕入価格に係る資料の一部を徴収していたものの、仕入価格と為替相場との相関性についての検証が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月29日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年3月 11 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第505号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、加工した上で国内において円建てで販売しているが、仕入価格に係る為替相場変動の影響はわずかであったことから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性についての検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 <p>当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月3日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年2月28日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第507号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格が為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場との関係についての検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年3月6日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第509号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部海外の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているが、仕入価格は商材の需給関係により決定されるものであり、為替相場変動の影響を受けるものではなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、商材の仕入価格と為替相場との相関性について、客観的な資料によ

	<p>る裏付けをとっていないことを認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月29日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと及び本件契約の契約期間がA社の業況等を勘案すると長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年3月15日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第514号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、一部海外の商品を外貨建て又は商社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の外貨建ての仕入については、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたものの、当社の外貨実需額を勘案すると、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握を専らA社からの聴取等に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月

	<p>4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年2月7日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第515号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズは存在していた。 ・当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等について説明を受けておらず、今後一定程度円高にはならないといった断定的判断の提供を受け、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握について、専らA社からの聴取に依拠し、客観的資料による裏付けを取っていないことからすれば、外貨実需額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社に対し、今後一定程度円高にならないとの断定的判断の提供は行っていない。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び為替リスク

	<p>ヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年2月 20 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第519号
申立ての概要	財務耐久力を超えて締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の財務状況を勘案すれば、当社に本件契約を締結するだけの財務耐久力はなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、執拗な勧誘を断り切れず本件契約を締結するに至った。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者が、A社に対して本件契約を執拗に勧誘した事実はない。 ・本件契約の契約期間は、A社の意向を受け決定したものである。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと及び本件契約の契約期間がA社の業況等を勘案すると長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年3月 15 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第521号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することとを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することは困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等についての詳細な説明を受けておらず、本件契約によって生じ得る為替差損について十分理解しないまま、執拗な勧誘を断りきれず本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者が、A社に対して本件契約を執拗に勧誘した事実はない。 ・当行は、A社との間で本件契約の締結以前に複数のデリバティブ取引を行っており、A社は本件契約における円高時のリスク等について理解していたと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月30日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年1月23日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第523号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格は為替相場変動の影響を受けておらず、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が商社を通じて海外の商材を仕入れていることを把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場との相関性についての検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年3月4日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第528号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外産の原料を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、加工した上で国内において円建てで販売しているが、仕入価格については、市況の影響は受けるものの、為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円

	高時のリスク等を理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月19日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年2月18日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第532号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部海外の商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているが、仕入価格については為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在しなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性の検証を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月

	<p>7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年2月 20 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第533号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部海外の商材を扱っており、国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場との相関性についての検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年3月8日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第536号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格に係る為替相場変動の影響を一定程度販売価格に転嫁することが可能であったことから、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社の他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すると、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けておらず、円高時のリスク等について十分に理解しないまま、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社からの聴取により把握したA社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案してヘッジ比率を計算しており、A社の為替リスクヘッジニーズの検証について問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成25年1月21日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第537号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、当該商材を用いて商品を生産し、国内において円建てで販売しているが、仕入価格については為替

	<p>相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性について、客観的資料による検証を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年2月19日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第538号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を海外及び国内の会社から外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、外貨建ての輸入については一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、海外の会社から円建てで輸入する分については為替相場変動の影響を受けておらず、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性の検証を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について、事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月11日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年2月22日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第541号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に国内の会社からの依頼を受け、委託先に対して役務の提供に係る諸経費を外貨建て又は円建てで支払っており、外貨実需があることから一定の為替リスクヘッジニーズは存在した。 ・当社の外貨実需額を勘案すると、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握を専らA社からの聴取等に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十

	<p>分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月10日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年2月6日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第547号
申立ての概要	財務耐久力を超えて締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商材を仕入れており、仕入価格は為替相場変動による影響を受けることから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在することは認める。 ・当社の財務状況を勘案すれば、当社に本件契約を締結するだけの財務耐久性はなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流、ヘッジ対象額及び他の金融機関とのデリバティブ取引を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年3月6日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第557号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、契約期間についてはA社の意向を受け決定したものである。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年3月 21 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第559号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の商材の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものであったが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商材を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・A社の仕入価格に係る為替相場変動の影響については、A社との間で認識を共有していたと判断しているが、販売価格への転嫁については客観的な資料による検証を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年3月26日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第566号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、仕入価格に係る為替相場変動の影響を一定程度販売価格に転嫁することが可能であったことから、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社の他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すると、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けておらず、円高時のリスクについて十分に理解しないまま、B銀行との取引関係を考慮して本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社からの聴取により把握したA社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案してヘッジ比率を計算しており、A社の為替リスクヘッジニーズの検証について問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月19日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成25年1月21日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第571号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格は為替相場の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商材を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社のヘッジニーズの把握を専らA社からの聴取に依拠しており、仕入価格と為替相場との間の相関性について客観的資料による裏付けを取ってい

	<p>ないことは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年1月16 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年3月 25 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第572号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商材を仕入れているという商流を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社のヘッジニーズの把握を専らA社からの聴取に依拠しており、仕入価格と為替相場との相関性について客観的資料による確認を行っていなかったことを認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年1月16 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年3月 25 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第577号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けるものであり、これを販売価格に転嫁できないことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年1月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 25 年1月 25 日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第578号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において主に円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けるものであり、これを販売価格に転嫁できなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・本件契約の契約期間は、A社の意向を受け決定したものである。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年1月10日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成25年1月15日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第579号
申立ての概要	財務耐久力を超えて締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建て及び外貨建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の財務状況を勘案すれば、当社に本件契約を締結するだけの財務耐久力はなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、執拗な勧誘を断りきれず本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることと判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法及び勧誘方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者が、A社に対して本件契約を執拗に勧誘した事実はない。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年1月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年3月 14 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第585号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することは困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の円高時のリスク等について十分な説明を受けておらず、また、為替相場が一定程度以上円高に進まないとの断定的判断の提供を受け、本件契約を締結するに至った。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握を専らA社からの聴取等に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないため、A社の外貨実需額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者は、A社に対して、為替相場が一定程度以上円高に進まないといった断定的判断を提供したという事実はない。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年1月11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年3月4日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第587号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内商社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入先が為替相場変動のリスクを負担していたことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年1月28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。
--	---

事案番号	24年度(あ)第594号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格に係る為替相場変動の影響を一定程度販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・また、当社の事業状況からすれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社から外国送金依頼書の提出を受けて、A社の外貨実需額を確認した。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年1月17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったこと及び本件契約が長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年3月18日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第595号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、主に海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年1月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年3月 26 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第599号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結し、中途解約を強要されたデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。 ・B銀行は、優越的な地位を濫用して、当社に本件契約を中途解約することを強要した。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社に対して、本件契約の中途解約を強要したことはない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年1月 22 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第600号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているものの、仕入価格は長期間にわたり変動しておらず、為替相場変動の影響を受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額を把握するために客観的資料の提出をA社に対して求めたが、A社からの提出は受けられなかったことを含め、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年1月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年3月 25 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第603号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社のヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年2月 5 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後にA社からあっせん委員会に対して、本件紛争についてあっせん手続以外での解決を行うこととする旨の申立取下書が提出されたことから、平成 25 年2月6日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24年度(あ)第615号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の商材の仕入価格は、需給のバランスにより決定されるものの、為替相場変動の影響を受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・本件契約において、A社には損失が発生していない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年2月 19 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第618号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勧案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・本件契約以外も含め当行と締結したすべてのデリバティブ取引を通算すると、A社には損失が発生していない。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年2月 14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。
---------------	---

事案番号	24年度(あ)第620号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に海外産の商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社が仕入れている商材の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けるものの、一定程度販売価格に転嫁することが可能であり、また、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年1月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第621号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・本件契約以外も含め当行と締結したすべてのデリバティブ取引を通算すると、A社には損失が発生していない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年2月 18 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第626号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部海外で生産された商品を海外又は日本の会社から外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の外貨建ての仕入れには一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、長期間にわたり為替リスクをヘッジする意向はなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約が締結から一定期間経過後に消滅する旨の説明を受けたことから本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社と他の金融機関とのデリバティブ取引についての把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な

	<p>説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約が締結から一定期間経過後に消滅するといった説明はしていない。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年2月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成25年2月15日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第632号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部海外で生産された商品を外貨建て又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているが、仕入価格については、為替相場変動の影響ではなく、主に商品の需給関係により決定されるため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、円高時のリスク等を理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・本件契約において、A社には損失が発生していない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年2月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第636号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から一定程度以上円高にはならないとの断定的判断の提供を受けたことから本件契約を締結した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の把握を専らA社からの聴取に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないことからすれば、A社のヘッジ対象額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、一定以上円高にはならないとの断定的な判断の提供は行っておらず、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っていることから、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年2月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第638号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の原材料を国内の会社から円建て又は外貨建てで仕入れ、加工した上で、国内において円建てで販売している。 ・原材料の仕入価格については、主に市況価格により決定されるため、当社には

	<p>本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容等について十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性等の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年2月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第640号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、国内の会社から依頼を受けた業務のうち、海外に係るものについては海外の会社へ外貨建てで業務を委託している。 ・当社は、国内の会社からはすべて円建てで業務に係る対価を受け取っており、業務委託先の海外の会社を支払を行うまでのわずかな期間については為替相場変動の影響を受けるものではあるが、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん	【申立受理→あっせん打ち切り】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。
-------	--

事案番号	24年度(あ)第649号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外産の商品を国内の会社を通じてから円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、執拗な勧誘を断りきれず、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。A社が主張するような執拗な勧誘は行っていない。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者が、A社に対して本件契約を執拗に勧誘した事実はない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年2月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張の隔たりが大きく、あっせんの成立の見込みがないことから、平成 25 年3月8日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第652号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、一部海外の商材を商社から円建てで仕入れ、国内において円建てで

	<p>販売しているが、仕入価格については商材の需給関係により変動することから、当社に本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。</p> <p>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金及び円高時のリスク等を十分に理解しないまま、執拗な勧誘を断りきれず本件契約を締結するに至った。</p>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<p>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。</p> <p>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <p>・当行担当者が、A社に対して本件契約を執拗に勧誘した事実はない。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年2月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</p>

事案番号	24年度(あ)第654号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<p>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</p> <p>・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</p> <p>・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。</p> <p>・当社は、B銀行担当者から一定程度以上円高にはならないとの断定的判断の提供を受けたことから本件契約を締結した。</p>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<p>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。</p> <p>・当行は、A社のヘッジ対象額の把握が必ずしも十分でなかったことは認める。</p> <p>・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <p>・当行は、A社に対し、一定以上円高にはならないとの断定的な判断の提供は行</p>

	<p>っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件契約の契約期間はA社の意向を受け決定したものであり、当行から一方的に提案したのではない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年3月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・その後、A社からあっせん委員会に対して、本件契約を継続することとしたことを理由に申立取下書が提出されたことから、平成25年3月21日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24年度(あ)第655号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。 ・当社は、B銀行担当者から一定程度以上円高にはならないとの断定的判断の提供を受けたことから本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社に対し、一定以上円高にはならないとの断定的な判断の提供は行っていない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年3月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・その後、A社からあっせん委員会に対して、本件契約に損失が発生していないことが確認できたことを理由として、申立取下書が提出されたことから、平成25年3月21日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24年度(あ)第659号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで直接仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年2月27日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第666号
申立ての概要	財務耐久力を超えて締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商材を海外から外貨建て又は国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することは困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の財務状況を勘案すれば、当社に本件契約を締結するだけの財務耐久性はなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年2月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 25 年3月8日付けであっせん手続を打ち切った。

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第669号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握を専らA社からの聴取に依拠しており、客観的資料による裏付けをとっていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年2月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。
---------------	--

事案番号	24年度(あ)第681号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、外貨実需があったものの、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月 18 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、事情聴取時において損失が発生しておらず、あっせん案の提示が困難であることから、あっせん手続を打ち切った。

以上